

書評

小泉洋一著『政教分離と宗教的自由』

(法律文化社, 1998年)

齋藤千加子 (富士大学)

「ライシテ」(laïcité) というフランス語をご存じの方は少なくなかろう。名詞 laïcité は、語源的には「ライック」(laïc, laïque) という語から派生した(本書、62頁)。後者はキリスト教ローマ・カトリックの用語、すなわち宗教用語であり、聖職者や修道者ではない一般人——カトリックの一般信徒を含む——を指す形容詞兼名詞である。

本書が表題のテーマを追究する際考察の対象としているのは、フランスにおける国家と教会の関係であり、その「関係」は憲法学の通常用語を用いれば「政教分離」型ということになる。「はしがき」で指摘されているが、政教分離型の国家は先進国においてすら意外に少ないという事実がはたして人口に膾炙しているのかどうか、筆者にはさだかではないが、わが国が憲法の文言上この型の国制を採っていることは、平均的国民に一応知識としていきわたっているようである。ただわが国の場合、憲法の文言としての政教分離とその具体的実践が、国民平均の日常的な宗教意識からかなり遊離している感を否めないのは、筆者だけではあるまい。

政教分離の厳格な実践への情熱は、わが国では一般に薄い。行政は言うに及ばず、司法のこの問題に対する今ひとつの鈍感さは、こうした国民意識の反映にすぎない面があろう。わが国は敗戦・占領という歴史的衝撃に見舞われ、民族として未曾有の事態で政府のみならず社会も、国民生活も、個々人の頭も多分に混乱したまま連合国によって民主化と新憲法制定を迫られ、その必要性を十分に認識する歴史的経験も不足ながらとりあえず分離制度を憲法に盛り込んだ感がある。状況が状況とはいえ、国民意識と世論の熟成(経験の蓄積による)を欠く文言上の分離を急いだために、いわば生木を裂くように国家と宗教(神

道)の間が切断された思いを抱いた者もいたであろう。一方大多数の国民にとっては、政教分離は神社参拝の強制がなくなったこと以上のなにもでもなかったのではないか。

さてフランスの政教分離は、冒頭に述べた「ライシテ」を国家の属性とするという明確な主張を持ったものであり、その意図、背景、必要性の認識等は、長い闘争の歴史を経て国民意識にもはや十分浸透しているとみられる。すなわちライシテは、反教権主義を理念的基礎としており(63頁)、教権主義による国家と国民生活へのさまざまな影響を排除すべき必要性について検証を受けた上で採択され、今日も受け入れられているのである。

本書は以上のような点を考慮してかアンシャン・レジーム期における国家・教会関係から説き起こしてライシテを国制とする(1905年)までの背景説明を行い、さらにライシテの原則成立後の政教関係を概観する(第1編第1章)。次にライシテの概念を、先に引用した部分にもみられるように精緻に検証する(同第2章)。ライシテは今日のフランスでは一般に宗教的中立性の意と解されているが、著者はライシテと中立性の相違についても明確にし(同第3章)、それはフランス的明晰さ(clarté)の実践のようにすら思える。

第2編はライシテ原則の具体的展開である。ライシテは公行政の諸分野においてはいうまでもなく、民法上の権利能力や私人間紛争においても大きな影響をもたらす。公役務の非宗教化(第1章)、宗教活動への補助金の禁止(第2章)、公教育のライシテ(第3章)、宗教上の紛争(第5章)、宗教団体の法的立場(第6章)などのライシテ原則下におけるあり方は、法令(1901年の結社法、1905年の政教分離法等)及び(民事、刑事、行政の)判例から検討される。特にライシテの下での宗教的自由について論じた第4章は、人権の意味と国家の責務につき、すべての現代人にとって深く考えさせられよう。

フランスでは公的自由(liberté publique)の一つとして重視される信仰の自由ないし良心の自由とその外部的表現の諸形態について、ライシテ原則はフランスの「公の秩序」であり、これを乱す行為、すなわち外部的・可視的に表明・表現される具体的行為が制限の対象となることが明らかにされる。これは他者の宗教的感情を刺激したり、そこなったりしないための配慮、すなわち他者の

宗教的自由の保障と関連するとみられる (244頁)。

したがってライシテを秩序の維持・自由の制限ととらえることは少なくとも一面的とのそしりを免れず、あくまでも自由の保障 (制度的保障とみるかどうかは別として) と親和性を有するものとして積極的に評価すべきである。

最後に、教会や修道会という強固な宗教組織の伝統を持つフランスでは、宗教団体制度がきめ細かく整備され、制度上の団体間には段階がある。これは宗教間の差別を生むことにもつながりかねないが、カルト、セクト等により市民社会が脅威を受けている現代社会にあって、行政による審査の徹底と法のきめ細かい対処による「公の秩序」の維持並びに他者の宗教的自由への配慮が、現代国家の責務であることの認識の現れとして、みならうべきものがあるだろう。著者の視野は、フランスを偉大な — ライシテ原則獲得闘争の歴史的痛み、現在なお形を変えて静かな闘争を続けるねばりづよさの点に関しても — 先達として、常にわが国の過去と現在と将来にわたっている。